



## 港長公示 第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

なお、平成31年3月11日付け港長公示第1号は、令和元年5月20日午前8時30分をもって廃止する。

令和元年5月10日

敦賀港長



### 敦賀港における航泊の禁止について (区域の変更)

敦賀港の下記区域において、敦賀港 鞆山南岸東側海域の護岸整備工事が実施されるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。

#### 記

##### 1 期間

令和元年5月20日 午前8時30分から当分の間

##### 2 区域

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から

77.8度 1,361m

B点 A点から 320.5度 34m

C点 B点から 302.5度 228m

D点 C点から 0.0度 200m

E点 D点から 270.0度 380m

F点 E点から 180.0度 200m

(別図参照)

##### 3 標識

上記区域は、B、C、D、E点及びD・E点の間に黄色灯浮標5基

(単閃黄光 3秒1閃光、光達距離5.5km、同期点滅) が設置される。

## 別 図

### 【航泊禁止区域】

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から

	77.8度	1,361m
B点	A点から 320.5度	34m
C点	B点から 302.5度	228m
D点	C点から 0.0度	200m
E点	D点から 270.0度	380m
F点	E点から 180.0度	200m

上記区域は、B、C、D、E点及びD・E点の間には黄色灯浮標5基（単閃黄光3秒1閃光、光達距離5.5km、同期点滅）が設置される。

